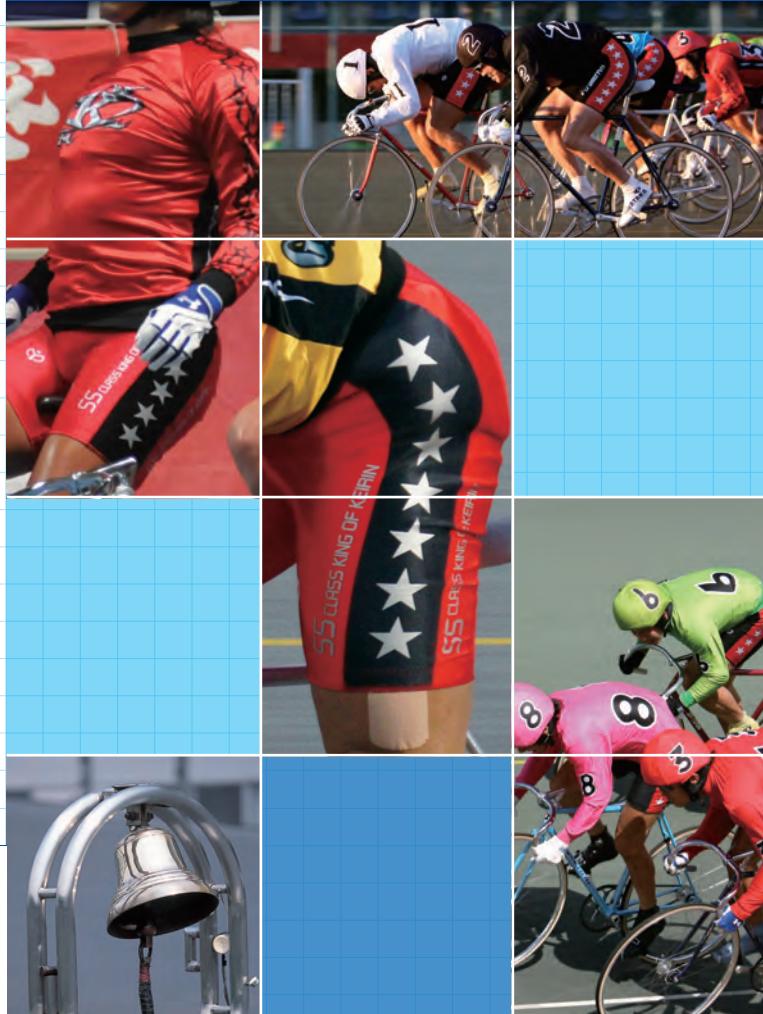


競輪のルールがよくわかる！

KEIRIN RULE BOOK

競輪ルールブック 抜粋版



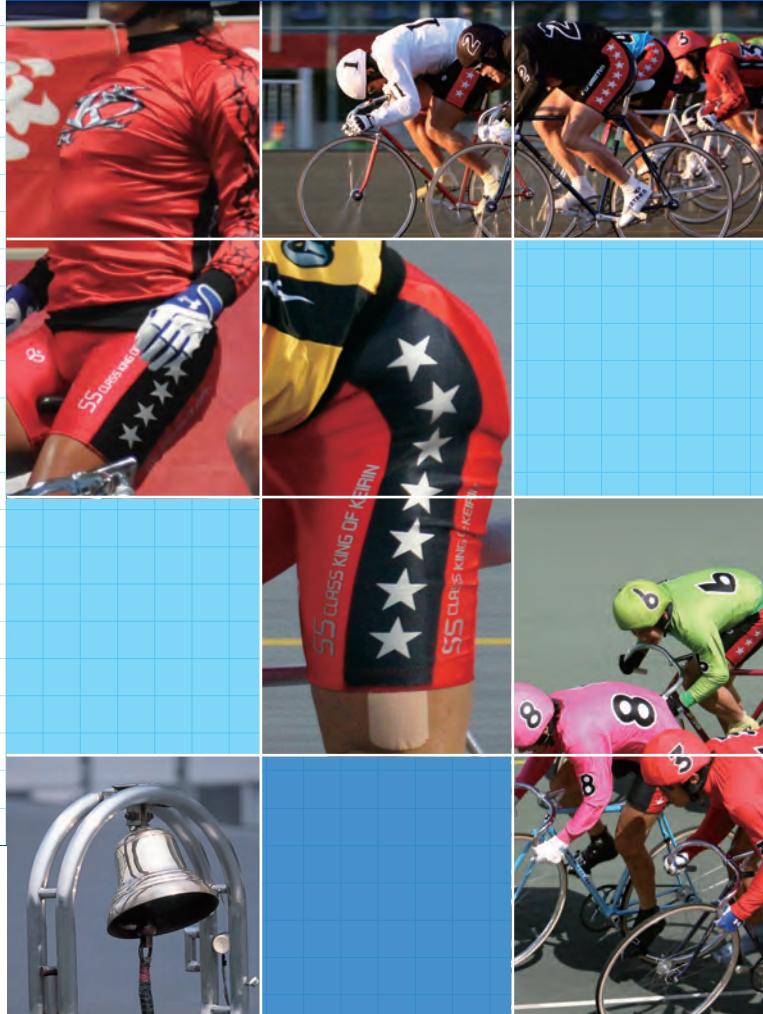
<http://keirin.jp>

発行：財団法人 JKA

競輪のルールがよくわかる！

KEIRIN RULE BOOK

競輪ルールブック 抜粋版



<http://keirin.jp>

発行:財団法人 JKA

KEIRIN RULE BOOK



このルールブックでは、競輪の競技規則の中で、
特にお客様の車券に関連する失格等の基準を
抜粋して紹介しています。

競技規則に違反した場合、違反の程度によって

一番重い **失格**

次に **重大走行注意**

そして **走行注意**

という処分が選手に課せられます。

特に、失格の場合は、着位が剥奪されるため、
車券に大きく影響します。

本文の中の下線部は、お客様にとって
よりわかりやすいルールとするために
平成22年6月30日が初日の開催から改正された部分です。

contents

暴走、過度の牽制等の禁止	03	中割りの禁止	13
過失走行の禁止	05	内圏線踏み切りの禁止	14
内側差込み、内側追抜きの禁止	06	イエロー・ライン踏み切りの禁止	15
外帯線内進入の禁止	07	先頭員早期追抜きの禁止	16
押圧、押し上げ、押し合いの禁止	08	【競走路の名称】	
斜行、蛇行の禁止	11	先頭員への妨害等の禁止	17
		周回誤認	18

暴走、過度の牽制等の禁止

第11条 選手は、暴走、過度の牽制等をしてはならず、勝利を得る意志をもって全力を尽くして競走しなければならない。

失格

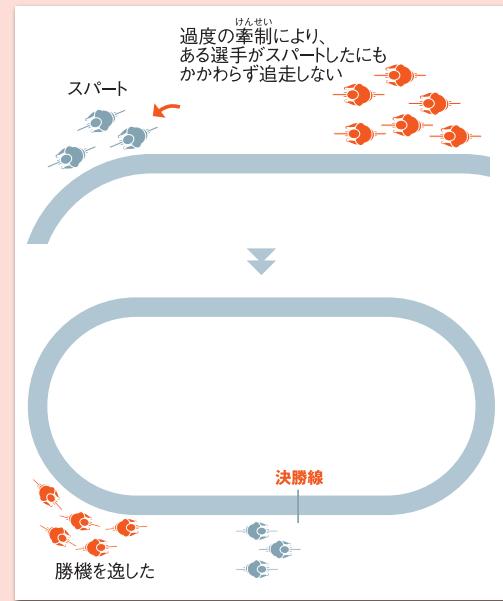
(1)暴走して勝機を逸したと認められる場合

例 通常のスパート時期より相当早くスパートしたが、他の選手に追い抜かれ、先頭で決勝線に到達した選手より、6秒程度以上離れて決勝線に到達したとき。



(2)過度の牽制をしたため、勝機を逸したと認められる場合

例 他の選手を必要以上に牽制したため、ある選手がスパートしたにもかかわらず追走せず、自己との差が著しく離れ、勝機を逸したとき。



(3)正当な理由なく競走を放棄した場合

例 身体及び自転車に重大な支障がないにもかかわらず、競走を放棄したとき。

(4)怠慢競走と認められる場合

例 常に後位にあって終始ダラダラと走行する等、競走に全力を傾注しないことが明らかであるとき。



過失走行の禁止

第11条 選手は、過失走行により走行の安全に支障を及ぼすことがないよう、細心の注意を払って競走しなければならない。

失格

- 不注意走行をし、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合
 (1)自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合
 (2)自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合



不注意走行により落車等の支障が発生

用語の定義

不注意走行

- ①横見、後ろ見、ハンドルからの手放し等を行った場合
- ②自転車が前走車にかかっている状態のまま横に動いた場合
- ③自転車操作を誤った場合(スリップ、ペダルかき、自転車故障は除く。)であって、他の選手の身体又は自転車と接触等した場合をいう。



内側差込み、内側追抜きの禁止

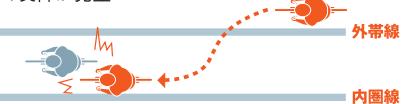
第13条 選手は、外帯線の内側を前走する選手に対し、内側への差込み及び内側からの追抜きを行ってはならない。

失格

- (1)外帯線の内側(退避路を含む)を前走する選手の内側に差込み、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合

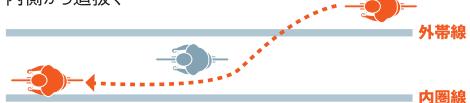
- ①自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合
- ②自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合

外帯線の内側を前走する選手の内側に差込み、落車等の支障が発生



- (2)外帯線の内側を前走している選手を内側から追抜いた場合

外帯線の内側を前走する選手を内側から追抜く



用語の定義

外帯線の内側……外帯線の内側の範囲のすべてをいい(退避路を含む)。外帯線上は、外帯線の内側とする。

内側への差込み……外帯線の内側(退避路を含む)を前走する選手の自転車の後輪後端から直角に内圏線を結ぶ延長線を越えて入ること。

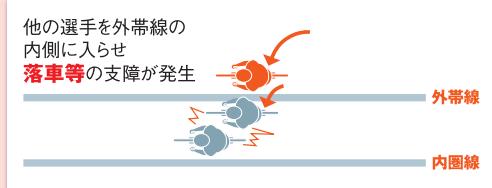
追抜き……後続する選手の自転車の前輪前端が前走する選手の自転車の前輪前端より前方に到達し位置する状態をいう。ただし、ゴール時においての同着は追抜きとみなす。

外帯線内進入の禁止

第13条 選手は、内圏線と外帯線の間を走行する選手との2並走する場合は、外帯線の内側に入り、又は他の選手を外帯線の内側に入らせてはならない。

失格

内圏線と外帯線の間を走行する選手と外帯線の間に自ら入り、若しくは他の選手を入れせ、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合
 (1)自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合
 (2)自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合



用語の定義

- 外帯線の内側に入り** 内圏線と外帯線の間を走行している選手と外帯線の間に入ること。
- 外帯線の内側に入らせ** 内圏線と外帯線の間を走行している選手と外帯線の間に他の選手を入れさせること。

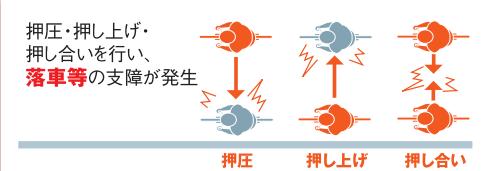


押圧、押し上げ、押し合いの禁止

第14条 選手は、身体又は自転車の全部若しくは一部を第1項用いる方法によって、他の選手を押圧し、若しくは押し上げ、又は他の選手と押し合いを行ってはならない。

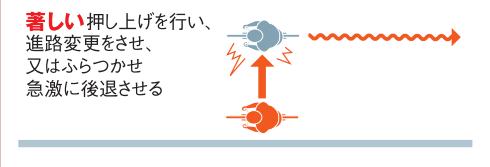
失格

(1)押圧、押し上げ若しくは押し合いを行い、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合
 ①自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合
 ②自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合

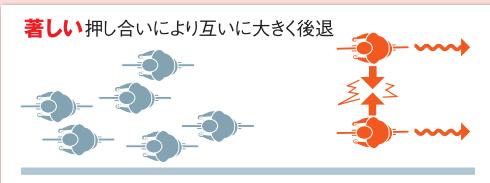


(2)著しい押圧、押し上げ若しくは押し合いを行い、又はそのことによりふらつき等して、他の選手の走行に重大な支障を生じさせた場合(打鐘開始後)

- 例 ①進路を変更させ急激に後退させたとき。
 ②ふらつかせ急激に後退させたとき。



- 例 ③互いに後退し、前走する選手から大きく離れたとき。
 (押し合いの場合)



押圧、押し上げ、押し合いの禁止

失格

(3)特に著しい押圧、押し上げ又は押し合いを行った場合

- ①同一選手に対して、強い当たりを執ように繰り返した場合

強い当たりを執ように繰り返す

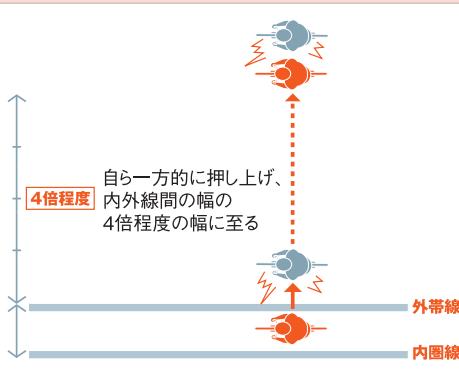


- ②同一選手に対して、6秒程度以上継続した場合

押圧・押し上げ・押し合いを
6秒程度以上継続



- ③自ら一方的に押圧又は押し上げを行い、
内外線間の幅の4倍程度の幅に至った場合



用語の定義

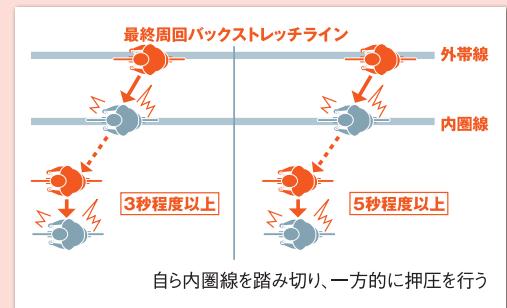
- 押圧** 他の選手に対して身体又は自転車をもって、内側に衝撃・圧迫等を加えること。
- 押し上げ** 他の選手に対して身体又は自転車をもって、外側に衝撃・圧迫等を加えること。
- 押し合い** 2人以上の選手が相互に身体又は自転車をもって、衝撃・圧迫等を加え合うこと。

- ④自ら一方的に他の選手を押圧し、外帯線の内側を前走する選手の内側に差込んだ場合
(差込みが瞬時のときは除く)

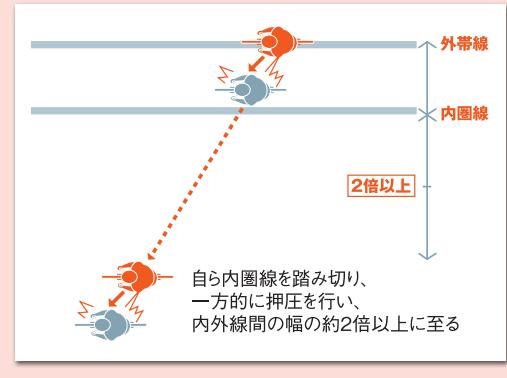


- ⑤自ら内圏線を踏み切り、一方的に押圧を行った場合

- 例 ア 内側の選手に対して、5秒程度以上継続したとき。
(最終周回のバックストレッチライン到達前)
- イ 内側の選手に対して、3秒程度以上継続したとき。
(最終周回のバックストレッチライン到達後)



- 例 ウ 内外線間の幅の約2倍以上に至ったとき。



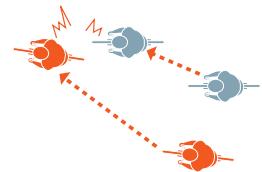
斜行、蛇行の禁止

第14条 選手は、斜行又は蛇行して、他の選手の競走を妨害し、又は自らの走行の安全に支障を及ぼしてはならない。

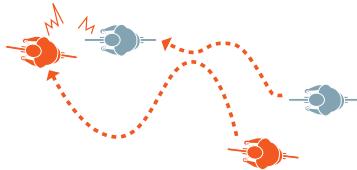
失格

- (1) 斜行若しくは蛇行し、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合
 ①自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合
 ②自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合

斜行し、**落車等**の支障が発生



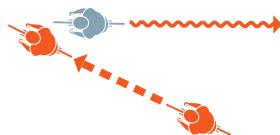
蛇行し、**落車等**の支障が発生



- (2) 著しい斜行若しくは蛇行を行い、又はそのことによりふらつき等して、他の選手の走行に重大な支障を生じさせた場合(打鐘開始後)

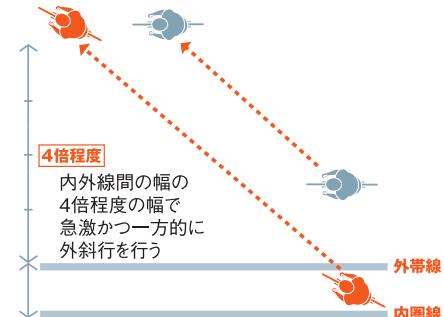
- 例 ①進路を変更させ急激に後退させたとき。
 ②ふらつかせ急激に後退させたとき。

著しい斜行若しくは蛇行を行い、進路変更させ、又はふらつかせ、急激に後退させる

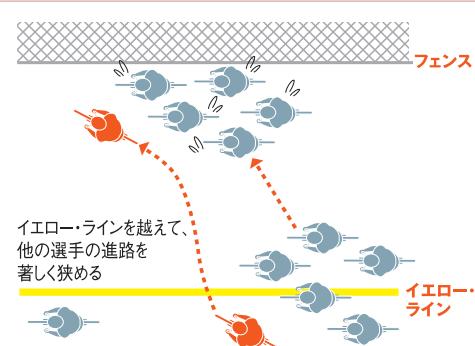


(3) 特に著しい斜行又は蛇行を行った場合

- 例 ①外側への斜行を内外線間の幅の4倍程度の幅で急激かつ一方的に行ったとき。



- 例 ②イエロー・ラインを越えて、自ら他の選手の進路を著しく狭めたとき。



用語の定義

斜行……直進する進路を変更して斜めに走行して後方の選手のとつている進路と交差する状態をいう。

蛇行……進路を直進せず、左右に進路を変更して後方の選手のとつている進路を波状的に走行する状態をいう。

中割りの禁止

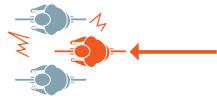
第14条 選手は、先行して並走する選手との間に走行の第3項 安全に必要な相当の間隔を保持できる場合でなければ、その間に差しこみ、又はその間を通って追抜いてはならない。

失格

中割りをし、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合。

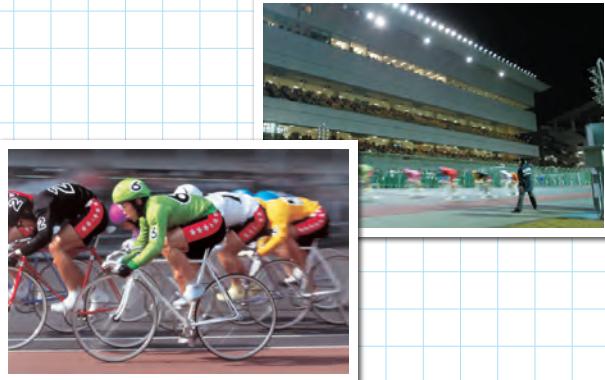
- (1)自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合
- (2)自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合

中割りをし、**落車等**の支障が発生



用語の定義

中割り……前で並走する選手の間に差込み又はその間を通って追い抜く際に、衝突若しくは接触又は進路を変更させる等の支障を生じさせること。

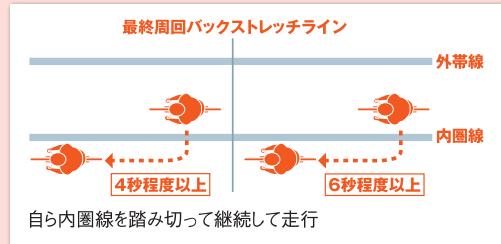


内圈線踏み切りの禁止

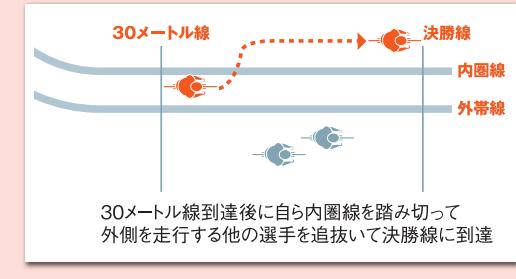
第15条 選手は、内圈線の内側に入って走行してはならない。

失格

- (1)自ら6秒程度以上内圈線を踏み切って継続して走行した場合
(最終周回のバックストレッチライン到達前)
- (2)自ら4秒程度以上内圈線を踏み切って継続して走行した場合
(最終周回のバックストレッチライン到達後)



- (3)自ら内圈線を踏み切って外側を走行する他の選手を追抜いて決勝線に到達した場合
(最終周回の30m線到達後で、落車した選手及び自転車を故障して重大な支障が生じた選手を追抜いた場合を除く。)



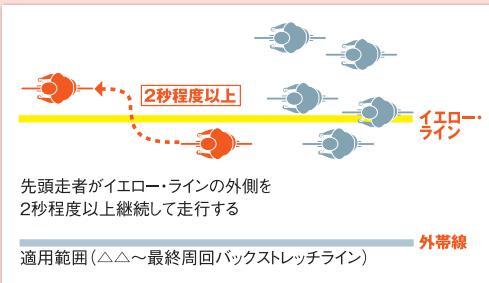
イエロー・ライン踏み切りの禁止

第16条 先頭走者は、△△から最終周回バックストレッチラインの間において、イエロー・ラインの外側を走行してはならない。

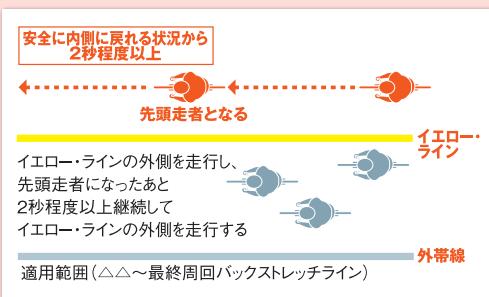
*△△とは
1周500m、400m:最終周回前々回のバックストレッチライン
1周333m、335m:最終周回前々回に入るホームストレッチライン

失格

(1)先頭走者が自らイエロー・ラインを下方から越えて、イエロー・ラインの外側を2秒程度以上継続して走行した場合



(2)先頭走者以外の選手がイエロー・ラインの外側を走行して先頭走者となった後、イエロー・ラインの内側に復すことなく、イエロー・ラインの外側を2秒程度以上継続して走行した場合。



用語の定義

先頭走者 競走中の選手の先頭の選手をいう(先頭員は含まない。)。

先頭員早期追抜きの禁止

第58条 競走選手は、先頭員が○○に到達するまでは、先頭員を追抜いてはならない。

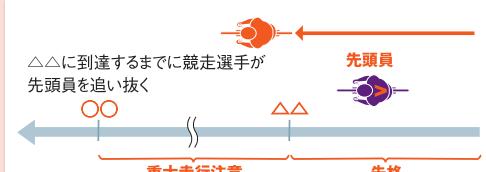
*○○とは
1周500m:最終周回前回のバックストレッチライン
1周400m:最終周回前回の標識線
1周333m、335m:最終周回前々回に入るホームストレッチライン

失格

(1)先頭員が△△に到達するまでに、競走選手が先頭員を追抜き、速やかに先頭員の後方に位置しなかった場合

(2)先頭員が△△に到達するまでに、競走選手が先頭員を追抜き、退避させた場合

*△△とは
1周500m、400m:最終周回前々回のバックストレッチライン
1周333m、335m:最終周回前々回に入るホームストレッチライン

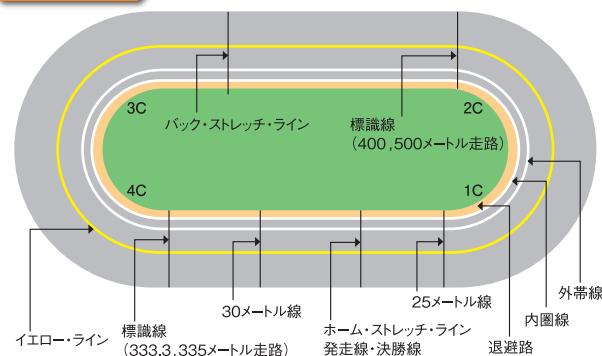


*△△とは
1周500m、400m:最終周回前回のバックストレッチライン
1周333m、335m:最終周回前々回に入るホームストレッチライン

*○○とは
1周500m:最終周回前回のバックストレッチライン
1周400m:最終周回前回の標識線
1周333m、335m:最終周回前々回の標識線

*△△を越え、○○に到達するまでに先頭員を追い抜いた場合は、重大走行注意となる

競走路の名称



先頭員への妨害等の禁止

第59条 競走選手は、誘導中又は退避中の先頭員に對して、妨害行為又は危険性の高い行為を行ってはならない。

失格

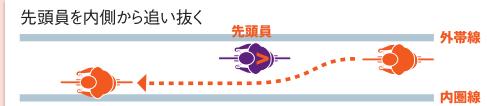
- (1) 誘導中又は退避中の先頭員に妨害行為若しくは危険性の高い行為を行い、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合
 ① 自ら落車し、又は先頭員若しくは他の選手を落車させた場合
 ② 自ら自転車を故障し、又は先頭員若しくは他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合
 ③ その他先頭員又は他の競走選手の走行に重大な支障を生じさせた場合

例 ア 誘導行為を中止させたとき

- イ 競走選手に進路を変更させ急激に後退させたとき
 ヲ 競走選手をふらつかせ急激に後退させたとき

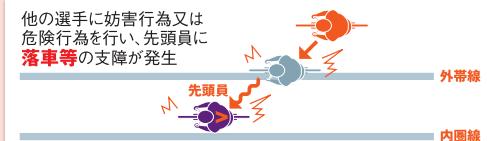


- (2) 外帯線の内側を走行する先頭員を内側から追抜いた場合

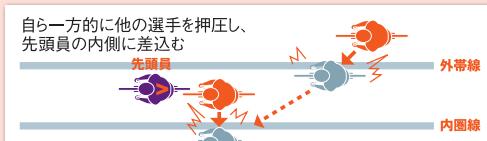


- (3) 他の選手に対して、不注意走行、内側差込み、押圧、押上げ、斜行若しくは蛇行をし、外帯線の内側に入りこれと並走し、又は第三者を外帯線の内側に入らせこれと並走させ、その結果先頭員に対して、次の支障を生じさせた場合

- ① 落車させた場合
 ② 自転車を故障させ事後の誘導継続に重大な支障を生じさせた場合
 ③ 誘導行為を中止させた場合



- (4) 自ら一方的に他の選手を押圧し、先頭員の内側に差込んだ場合(差込みが瞬時のときは除く)



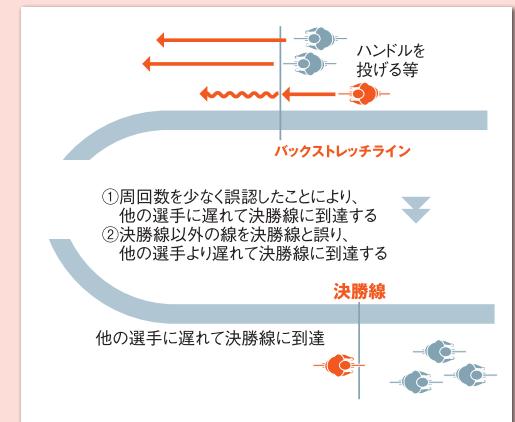
周回誤認

第70条 選手が次の各号のいずれかに該当したときは、
第1項 その選手は失格とする。
第4号

失格

周回数を誤認したことによって、自己の全能力を十分に發揮できなかったと認められる場合

- (1) 周回数を少なく誤認したことにより、他の選手に遅れて決勝線に到達したとき
 (2) 決勝線以外の線を決勝線と誤り、あたかも決勝線であるがごとく自転車を投げる等して、他の選手に遅れて決勝線に到達したとき



- (3) 周回数を多く誤認したことにより、他の選手に遅れて決勝線に到達したとき

